



答弁中の中嶋町長

公共施設の管理は

定期的な巡回を

問

公共施設老朽化調査を行い、気付いた点を質問します。あおば会館は、昭和49年12月に建設され、38年が経過しています。過去5回ほど改修工事が行われていますが、体育館の施設で危険箇所がありました。公共施設ですので不特定多数の方が利用されます。社会教育課として状況を把握しているかお尋ねします。

須恵中学校についてもお尋ねします。学校でも危険箇所がありました。子ども教育課として状況を把握しているかお尋ねします。

答 川津社会教育課長

あおば会館をはじめ、築40年近い施設が多くあります。緊急を要する箇所は把握していますので、順次改善に努めたいと思います。



原野 敏彦 議員

大規模な改修工事については、年次計画を策定し、財政部局と協議のうえ、予算を計上したいと考えています。また、施設利用者会議等において、環境美化の概念である「来た時よりも美しく」の精神を各関係団体に再

度促し、施設の維持管理への定期的な巡回を強化します。

にし、効果的な修繕を検討します。

答 稲永子ども教育課長

各学校の修繕費は、経常的予算として計上しており、危険性がある箇所から優先的に修繕しています。今後も学校現場と連携を密

大規模な修繕工事については、中期の保全計画を作成しており、この計画に基づいて工事を進めていきます。日常の清掃等環境美化については、校長会で、指導の徹底をお願いしています。



総務建設産業委員会による調査の様子

鎮守の森に水洗トイレを

公共性が高ければ

問

当須恵町も、公共下水道の普及により、トイレの水洗化が進んでいます。現在、公共の公衆トイレは、皿山公園の歴史民俗資料館前広場と、山の神の新生バス停横に設置されています。共に水洗トイレとして住民サービスの一助を担っているところですが、公共性の高い、人々が集う

広場や公園には、トイレは必要不可欠です。今回、将来の町づくりの拠点として、また、人の動きや地域性を鑑み、鎮守の森であるお宮等に水洗トイレの設置を願うものです。町長の考えをお聞かせ下さい。

答 中嶋町長

憲法89条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善教育、もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」とあります。宗教上の問題として、

出来ないというのが一般的な解釈です。しかし、宝満宮は町の真ん中にあり、遊具等も備えてあり、子供広場として供されています。日常的に住民のために提供されている場ということにな

れば、水洗化に対して、若干の補助や助成を検討する余地があるのではないかと思います。ただ、鎮守の森全てにトイレを設置することは難しいと思います。



藤石 豊 議員

公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善教育、もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」とあります。宗教上の問題として、



建正寺の水洗トイレ